

子育て世帯の負担軽減、持続可能な保険制度維持のため

国民健康保険税を改正しました

国民健康保険は、加入者が国民健康保険税を負担、加入者の医療費を賄う相互扶助（助け合い）の制度です。令和4年度税制改正により、次の2点が今年度課税分から適用されます。

◆未就学児の均等割5割軽減が始まります

子育て世代の負担軽減を図るため、小学校入学前の子ども（未就学児）に対する均等割額を5割軽減します。この軽減についての申請は不要です。

◆賦課限度額が3万円上がります

保険料負担の公平を図り、持続可能な国民健康保険制度を維持していくため、1世帯が1年度分として課税される国民健康保険税の上限額（賦課限度額）が、99万円から102万円に引き上げられます。

▶詳しくは、役場税務住民課（☎33-0337）までお問い合わせください。

ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか？

6月より井田海岸のパトロールを開始！



アカウミガメの保護活動を行っている町ウミガメ保護監視員と、ウミガメ公園飼育員の伊藤柊也さんは、6月1日から井田海岸のパトロールを開始します。監視員らは7月末まで定期的にパトロールを行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守っていきます。

土曜日の午後8時からパトロールを行っていますので、ウミガメ保護に興味がある方はパトロールに参加してみませんか。

▶詳しくは、役場企画調整課（☎33-0334）までお問い合わせください。

野外では肌の露出を少なめに

マダニにご注意ください

野山には原虫や細菌、ウイルスなどの病原微生物を保有するマダニが生息しています。

マダニに咬まれても、ほとんど痛みやかゆみを感じませんが、咬まれた後1週間前後で「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」や「日本紅斑熱」などという疾患を発症することがあります。

◆ダニに咬まれないためのポイント

- ◆長袖、長ズボン、手袋などを着用する
- ◆服の上や肌の露出部分に防虫スプレーを噴霧する
- ◆草むらや地面に直接座らない。衣類を置かない
- ◆野山、草むらに入った後は、新しい服に着替える
- ◆できるだけ早くシャワーを浴び、マダニに咬まれていないか全身を観察する

◆咬まれたときの対処法

- ◆マダニをつぶさないように頭部をピンセットではさんで取るか、医療機関などで取ってもらう
- ◆1週間程度は体調の変化に注意し、発熱などの症状が出た場合は医療機関を受診してください
- ▶詳しくは、役場みらい健康課（☎33-0355）までお問い合わせください。

中学校卒業までの児童・生徒を養育している方へ

児童手当の現況届は6月30日までに提出を！

児童手当および特例給付（以下、「児童手当等」）は、中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。

児童手当等の支給を受けている方には、6月上旬に役場福祉課から「児童手当・特例給付現況届」を送付しますので、必要事項を記入し、下記1の必要書類を添付して、6月30日（木）までに役場福祉課に提出してください。

【児童手当・特例給付現況届とは】

毎年6月1日現在の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

【6月から児童手当制度が変わります】

令和4年6月分（10月支給分）から児童を養育している方の所得が下記の表3以上の場合、児童手当は支給されません。

- ◆所得額が1未満の場合、表2の児童手当を支給
- ◆所得額が1以上2未満の場合、特例給付（月額5,000円）を支給
- ◆所得額が2以上の場合、児童手当等は支給されません

※児童手当等が支給されなくなったあと、所得が2を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。

1 現況届の手続きに必要なもの

対象者	必要なもの
受給者全員	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童手当・特例給付現況届 ◆受給者本人の健康保険被保険者証の写し等（紀宝町国民健康保険被保険者証をお持ちの方は不要）
養育する児童と別居している方	<ul style="list-style-type: none"> ◆別居監護申立書

※公務員などの共済の方は、勤務先で手続きをしてください。

2 支給対象児童および支給額

対象児童		支給額 (児童1人当たりの月額)
3歳未満		15,000円
3歳から	第1・2子	10,000円
小学校修了前まで	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3 所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族の数	1 所得制限限度額		2 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および、扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除く）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は1人につき38万円を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には、給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で確認します。